

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成25年度補正予算事業

申請〆切日5/27

小規模事業者持続化補助金

- **経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取**り組みに対し**50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます
 - ・雇用の増加を伴う取り組みについては100万円が上限になります
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

《対象となる取り組みの例》

① 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◆お問合わせ先◆

会津若松商工会議所 経営サービス部

〒965-0816 会津若松市南千石町6番5号

電話:0242-27-1212(代) FAX:0242-27-1207

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(事業計画書提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-5413-7221 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日除く)]

URL: <http://www.jizokukahojokin.info>

【概要】

※詳細は当商工会議所にご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

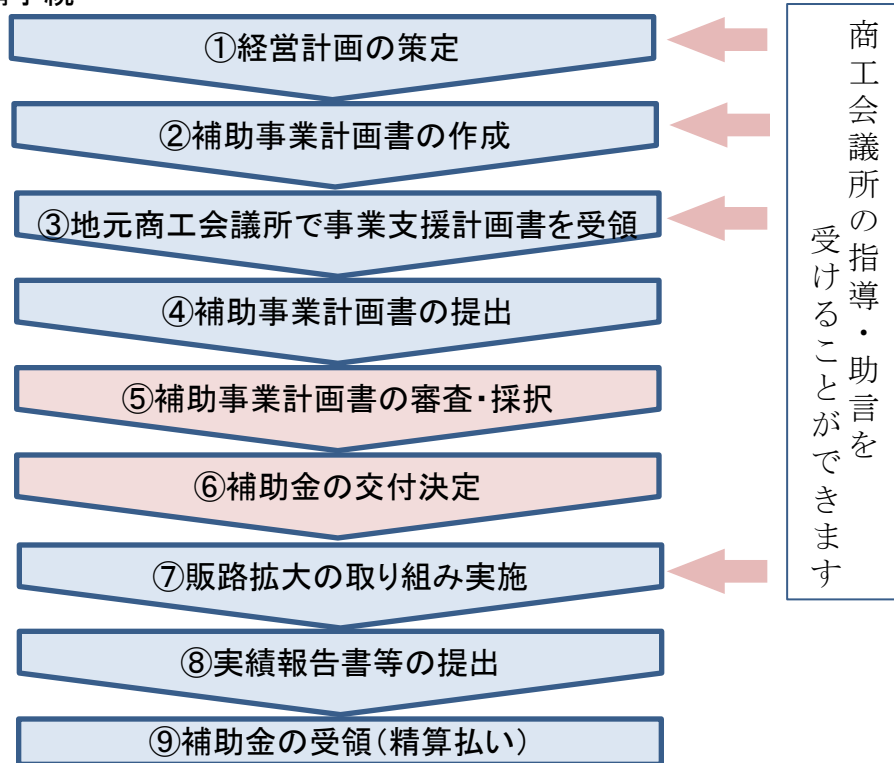
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(雇用の増加を伴う取り組みは上限100万円)

◆申請手続



商工会議所では、「経営計画書作成セミナー」・「相談会」を別途開催します。
※別添開催案内をご確認ください。

◆手続きの期限等

	第二次受付
申請受付開始	2月27日(木)
申請締切	5月27日(火)
採択結果公表	6月下旬
実施	交付決定から平成27年1月31日の間に実施
実績報告	補助事業終了後30日を経過する日または平成27年2月10日のいずれか早い日までに報告